

石巻市地域防災計画

風水害等災害対策編

目 次

第1章 災害予防対策	
第1節 風水害等に強いまちの形成	風-1
第1 風水害に強いまちづくり	風-1
第2節 都市の防災対策	風-6
第1 市街地開発事業等の推進	風-6
第2 都市公園施設	風-6
第3節 建築物等の予防対策	風-7
第1 浸水等風水害対策	風-7
第2 がけ地近隣等危険住宅の移転啓発	風-7
第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策	風-7
第4 文化財の防災対策	風-7
第4節 ライフライン施設等の予防対策	風-8
第1 ライフライン施設等の予防対策	風-8
第5節 防災知識の普及	風-10
第1 防災知識の普及、徹底	風-10
第2 市学校等教育機関における防災教育	風-13
第3 市民の取組	風-13
第4 災害教訓の伝承	風-13
第6節 防災訓練の実施	風-14
第1 防災訓練の実施	風-14
第7節 地域における防災体制	風-15
第1 自主防災組織の育成	風-15
第2 地区防災計画の提案	風-15
第8節 ボランティアのコーディネート	風-16
第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備	風-16
第2 災害ボランティアの養成	風-16
第9節 企業等の防災対策の推進	風-17
第1 企業等の役割	風-17
第2 企業等の防災組織	風-18
第10節 情報通信網の整備	風-19
第1 県、関係機関等との災害通信網の整備	風-19
第2 市民への通信体制の整備と周知	風-19
第11節 職員の配備体制	風-20
第1 活動体制の整備	風-20
第2 業務継続計画（BCP）の整備	風-20
第12節 防災拠点等の整備・充実	風-21
第1 防災拠点の整備及び連携	風-21
第2 防災拠点機能の確保・充実	風-21
第3 防災用資機材等の整備・充実	風-21
第4 防災用資機材の確保対策	風-21

第13節	相互応援体制の整備	風-22
第1	相互応援体制の整備	風-22
第2	応援体制の整備	風-22
第3	自衛隊との連携	風-22
第14節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	風-23
第1	医療救護体制の整備	風-23
第2	医薬品等の供給体制の整備	風-23
第3	福祉支援体制の整備	風-23
第4	避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	風-23
第5	栄養支援体制の整備	風-23
第15節	緊急輸送体制の整備	風-24
第1	輸送体制の整備	風-24
第2	燃料確保体制の整備	風-24
第3	障害物除去体制の整備	風-24
第16節	避難対策	風-25
第1	避難所等の確保、整備	風-25
第2	避難誘導体制の整備	風-25
第3	市民等への周知	風-26
第17節	避難受入れ対策	風-27
第1	避難所の運営・管理対策	風-27
第2	広域避難の対策	風-27
第3	応急仮設住宅対策	風-27
第4	帰宅困難者対策	風-27
第5	孤立地区対策	風-27
第18節	食料、飲料水及び生活物資の確保	風-28
第1	備蓄体制の整備	風-28
第2	食料等の調達体制の整備	風-28
第3	受援体制の確保	風-28
第19節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	風-29
第1	高齢者、障害者等への支援対策	風-29
第2	外国人への支援対策	風-29
第3	旅行者への支援対策	風-29
第20節	複合災害対策	風-30
第1	複合災害を考慮した対策の検討	風-30
第2	防災力の向上	風-30
第21節	災害廃棄物対策	風-31
第1	処理体制の整備	風-31
第2	一時保管場所の確保	風-31
第22節	災害種別毎予防対策	風-32
第1	火災予防対策	風-32
第2	林野火災予防対策	風-34
第3	危険物等災害予防対策	風-36
第4	海上災害予防対策	風-37

第5	航空災害予防対策	風-38
第6	鉄道災害予防対策	風-39
第7	道路災害予防対策	風-40
第2章	災害応急対策	
第1節	防災気象情報の伝達	風-43
第1	防災気象情報の収集・伝達	風-43
第2節	防災活動体制	風-53
第1	配備体制	風-53
第2	災害対策本部	風-53
第3	警戒本部・特別警戒本部	風-53
第4	各機関の体制	風-53
第3節	情報の収集・伝達	風-54
第1	情報管理体制	風-54
第2	被害情報の収集・報告	風-54
第3	通信・放送手段の確保	風-54
第4節	通信・放送施設の確保	風-55
第1	市防災行政無線施設	風-55
第2	災害時の通信連絡	風-55
第5節	災害広報活動	風-57
第1	社会的混乱の防止	風-57
第2	市民等への広報	風-57
第3	報道機関への対応	風-57
第6節	警戒活動	風-58
第1	水防対策	風-58
第7節	相互応援活動	風-59
第1	自治体等への応援要請	風-59
第8節	災害救助法の適用	風-60
第1	災害救助法の適用	風-60
第2	救助の種類	風-60
第9節	自衛隊の災害派遣	風-61
第1	自衛隊の災害派遣	風-61
第10節	救急・救助活動	風-62
第1	救急・救助活動	風-62
第11節	医療救護活動	風-63
第1	初動医療活動	風-63
第12節	交通・輸送活動	風-64
第1	交通規制	風-64
第2	緊急輸送路等の確保	風-66
第3	輸送の確保	風-66
第13節	ヘリコプターの活動	風-67
第1	ヘリコプターの活用	風-67
第14節	避難活動	風-68
第1	避難活動の基本	風-68

第2	避難の指示等	風-68
第3	避難誘導	風-72
第4	避難所の開設	風-72
第5	避難所の運営	風-72
第6	在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	風-73
第7	帰宅困難者対策	風-73
第8	孤立集落対策	風-73
第9	広域避難	風-73
第10	在宅避難者への支援	風-73
第15節	応急仮設住宅等の確保	風-74
第1	住宅の応急修理	風-74
第2	応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	風-74
第3	応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	風-74
第16節	相談活動	風-75
第1	相談活動	風-75
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	風-76
第1	災害発生時避難支援の構築	風-76
第2	避難誘導等の支援	風-76
第3	避難所等における支援	風-76
第4	外国人や旅行者への支援	風-76
第18節	家庭動物の収容対策	風-77
第1	家庭動物に対する対策	風-77
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	風-78
第1	食料の供給	風-78
第2	生活物資の供給	風-78
第3	給水	風-78
第4	救援物資の受入れ	風-78
第5	物資集配拠点の設置	風-78
第20節	防疫・保健衛生活動	風-79
第1	防疫活動	風-79
第2	保健衛生活動	風-79
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	風-80
第1	遺体の捜索	風-80
第2	遺体の収容・処理	風-80
第3	遺体の埋葬	風-80
第22節	災害廃棄物処理活動	風-81
第1	災害廃棄物の処理	風-81
第2	し尿の処理	風-81
第23節	社会秩序維持活動	風-82
第1	警備対策	風-82
第2	物価監視	風-82
第24節	教育活動	風-83
第1	災害発生時の対応	風-83

第2	学校施設等の応急措置	風-83
第3	教育の実施	風-83
第4	文化財対策	風-83
第25節	防災資機材及び労働力の確保	風-84
第1	防災資機材の確保	風-84
第2	労働力の確保	風-84
第26節	公共土木施設等の応急対策	風-85
第1	公共土木施設	風-85
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	風-89
第1	ライフライン施設	風-89
第28節	農林水産業の応急対策	風-91
第1	農林水産業	風-91
第29節	二次災害・複合災害防止対策	風-92
第1	風評被害等の軽減	風-92
第2	水防対策	風-92
第3	土砂災害対策	風-92
第4	空き家等の把握	風-92
第30節	応急公用負担等の実施	風-93
第1	応急公用負担の権限	風-93
第2	応急公用負担の措置	風-93
第31節	ボランティア活動	風-94
第1	ボランティアの活動拠点について	風-94
第2	専門性のあるボランティア活動について	風-94
第32節	海外からの支援の受入れ	風-95
第1	海外からの救援活動の受入れ	風-95
第33節	災害種別毎応急対策	風-96
第1	火災応急対策	風-96
第2	流出油等事故対策	風-96
第3	林野火災応急対策	風-97
第4	危険物等災害応急対策	風-99
第5	海上災害応急対策	風-100
第6	航空機災害応急対応	風-103
第7	鉄道災害応急対策	風-105
第8	道路災害応急対策	風-106
第3章	災害復旧・復興対策	
第1節	災害復旧・復興計画	風-109
第1	災害復旧・復興方針の決定等	風-109
第2	災害復旧計画	風-109
第3	災害復興計画	風-109
第2節	生活再建支援	風-110
第1	被災者の生活確保	風-110
第2	被害家屋の調査・罹災証明等の発行	風-110
第3節	住宅復旧支援	風-111

第1	住宅復旧支援	風-111
第4節	産業復興支援	風-112
第1	産業復興支援	風-112
第5節	都市基盤の復興対策	風-113
第1	都市基盤の復興対策	風-113
第6節	義援金の受入れ、配分	風-114
第1	義援金の受入れ、配分	風-114
第7節	激甚災害の指定	風-115
第1	激甚災害の調査	風-115
第2	激甚災害の手続	風-115
第8節	災害対応の検証	風-116
第1	検証の実施	風-116
第2	検証結果の反映	風-116

注 枠囲いについては宮城県地域防災計画から抜粋し、抜粋箇所は宮城県地域防災計画の編名、章番号―節番号を示している。

第 1 章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちの形成

項目	担当	関係機関
第1 風水害に強いまちづくり	危機対策課、●政策企画課、地域振興課、保健福祉総務課、商工課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、道路課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 風水害に強いまちづくり

1 風水害等に強いまちの形成

※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-1 の抜粋

1 風水害等に強いまちの形成

国、県及び市町村は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。

また、国、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 治水対策の実施

(1) 治水対策の実施

市は、気候変動を踏まえた流域治水への取組を積極的に推進し、水害からの減災対策を着実に推進させる。

(2) 内水対策の実施

市は、「石巻市雨水排水基本計画」に基づき、全排水区において時間雨量 45.6mm の降雨に対応できる適切な排水施設（ポンプ場、幹線等）の整備を行い、深刻な浸水被害を軽減させる。

(3) 流域治水の推進

施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。

(4) 市民等への周知

市は、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成等により、河川の危険箇所や浸水想定区域を市民等に周知する。

3 高潮災害の防止

市は、高潮による浸水が想定される区域について警戒避難体制の強化を図る。

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋
3	<p>国土保全事業の施行</p> <p>国、県及び市町村は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。また、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。</p> <p>(1) 海岸保全事業の施行</p> <p>国、県及び市町村は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。</p> <p>イ 農地海岸保全</p> <p>本県の農地海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。</p> <p>ロ 港湾海岸保全</p> <p>港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。また、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</p> <p>港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。</p> <p>ハ 河川、建設海岸保全</p> <p>河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。</p> <p>ニ 漁港海岸保全</p> <p>海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。</p> <p>(2) 海岸防災林の造成</p> <p>飛砂・潮害等の防止や、津波流速の減殺など海岸防災林が持つ機能を十分に発揮できるよう、防潮工等の治山施設及び森林の造成や保育管理などの治山事業を施行する。</p>

4 河川管理施設の整備

※参考	宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-3の抜粋
第3 河川管理施設の整備	
1 事業の実施	
河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。	
2 津波遡上の影響の考慮	
河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設画面上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。	
3 水門・陸閘等の維持管理	
河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を促進する。	

※ 資料第7 水防施設等一覧

※ 資料第8 水防倉庫備蓄状況一覧

5 水防法に定められた施設における避難確保及び浸水防止対策の実施

(1) 要配慮者利用施設における避難確保

水防法による浸水想定区域内にある同法第15条第1項で定める要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）の所有者又は管理者は、次の事項等に関する計画を作成し、当該計画に基づく自衛水防組織の設置及び避難誘導等の訓練の実施に努める。

ア 防災体制に関する事項

イ 避難誘導に関する事項

ウ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 防災教育・訓練に関する事項

オ 自衛水防組織の業務に関する事項

計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員等について市に報告する。

※ 資料第19 要配慮者利用施設一覧

(2) 大規模工場等における浸水防止対策

水防法による浸水想定区域内にある同法第15条第1項で定める大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものと認める場合には、次の事項等に関する浸水防止計画を作成し、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。

ア 防災体制に関する事項

イ 浸水の防止のための活動に関する事項

ウ 防災教育・訓練に関する事項

エ 自衛水防組織の業務に関する事項

浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、当該計画又は当該水防防災組織の構成員等について市に報告する。

6 河川管理者の協力が必要な事項（大臣管理区間）

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（北上川・旧北上川及び江合川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 重要水防箇所の手点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

7 土砂災害の防止

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定と対策

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋
3 土砂災害防止対策の推進	
(1) 土砂災害のおそれがある箇所の調査把握	
<p>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</p>	

- (2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域等や、土砂災害調査予定箇所等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

- (3) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法、避難指示等の発令基準や避難場所に関すること等を定め、警戒避難体制の整備を行う。

- (4) 急傾斜地崩壊の防止

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋
第5 急傾斜地崩壊防止施設	
<p>急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。</p>	

(5) 土石流の防止

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋
第6 砂防設備	県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。

(6) 治山施設の対策

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-1の抜粋
第7 治山事業	<p>国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</p> <p>また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知する。</p>

(7) 盛土による災害防止

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

(8) 風害への対策

竜巻や台風等の暴風による被害を防止するため、市民や事業者等に対して屋根の補強や落下物の防止対策、農作物の被害防止対策を指導・啓発する。また、街路樹の風害防止措置として、定期的な剪定の実施や腐れ、倒木の恐れのある樹木の伐採、台風等に備えた適時パトロールを実施するなどの対策を講じる。

※ 資料第10 山地災害危険地区一覧

※ 資料第38 土砂災害警戒区域等指定箇所

第2節 都市の防災対策

項目	担当	関係機関
第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、●都市計画課	
第2 都市公園施設		

「●」は主務担当を示す。

第1 市街地開発事業等の推進

【地震災害対策編／第1章／第5節／第1 市街地開発事業等の推進】を準用する。（地-11）

第2 都市公園施設

【地震災害対策編／第1章／第5節／第2 都市公園施設】を準用する。（地-11）

第3節 建築物等の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 浸水等風水害対策	施設を管理している課	
第2 がけ地近隣等危険住宅の移転啓発	建築指導課	
第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策		
第4 文化財の防災対策	生涯学習課	

第1 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第2 がけ地近隣等危険住宅の移転啓発

がけ地の崩壊及び土石流等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅の移転についての啓発を図り、災害を未然に防止する。

第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策

【地震災害対策編／第1章／第6節／第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策】を準用する。（地-13）

第4 文化財の防災対策

【地震災害対策編／第1章／第6節／第4 文化財の防災対策】を準用する。（地-13）

第4節 ライフライン施設等の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク（株）石巻電力センター、NTT 東日本（株）宮城事業部、（一社）宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻ガス（株）、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 ライフライン施設等の予防対策

以下を除き、【地震災害対策編／第1章／第7節／第1 ライフライン施設等の予防対策】を準用する。（地-14）

3 電力施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-4の抜粋
1 水害対策	<p>水力発電設備は各施設の立地状況に応じて必要な箇所に、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の開閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。また、特に洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、導水路と溪流との交叉地点、護岸、水製工、山留壁、地滑り箇所などについて点検、整備する。</p> <p>土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</p> <p>浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。</p>
2 風雪害対策	<p>風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け等を実施する。また、送電鉄塔には耐雪設計を施し、電線には難着雪化対策を行う。</p> <p>県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</p>
3 塩害対策	<p>塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。</p>

4 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策として、必要箇所に角落としあるいは、防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、主要機器の嵩上げ又は吊上げ用器具の整備を行う。

第5節 防災知識の普及

項目	担当	関係機関
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光政策課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関
第2 市学校等教育機関における防災教育	危機対策課、子ども保育課、子育て支援課、●教育委員会	
第3 市民の取組	危機対策課	
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承課、教育委員会	

「●」は主務担当を示す。

第1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時において、市は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配布、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 市民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

市は、市民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、市民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く市民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【市民等への普及・啓発を図る事項】

- | |
|---|
| <p>① 災害危険性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における避難対象地区 ・ 孤立する可能性のある地域内集落 ・ 土砂災害警戒区域等に関する知識 ・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など <p>② 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例 ・ 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識 ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ・ 各地域における避難情報の伝達方法など <p>③ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等) ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めることなど <p>④ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動 ・ 自動車運行の自粛 ・ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動 ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること |
|---|

- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動など
- ⑤ その他
 - ・ 正確な情報入手の方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ・ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることなど

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

ア 要配慮者への配慮

市は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

NTT東日本(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

市は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及】を準用する。（地-23）

この場合において、同項（2）中の記述「地震災害その他の災害」を「災害」と読み替える。

4 地域での防災知識の普及

【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／4 地域での防災知識の普及】を準用する。(地-23)

5 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(3) 雪道を運転する場合の備え

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

6 社会教育施設や防災拠点の活用

【地震災害対策編／第1章／第9節／第1／6 社会教育施設や防災拠点の活用】を準用する。(地-24)

第2 市学校等教育機関における防災教育

【地震災害対策編／第1章／第9節／第2 市学校等教育機関における防災教育】を準用する。(地-24)

第3 市民の取組

【地震災害対策編／第1章／第9節／第3 市民の取組】を準用する。(地-25)

第4 災害教訓の伝承

【地震災害対策編／第1章／第9節／第4 災害教訓の伝承】を準用する。(地-26)

第6節 防災訓練の実施

項目	担当	関係機関
第1 防災訓練の実施	●危機対策課、教育委員会、子育て支援課、子ども保育課、石巻市消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 防災訓練の実施

1～3は、【地震災害対策編／第1章／第10節／第1 地震防災訓練の実施】を準用する。（地-27）

4 事業所の防災訓練

- (1) 事業所は、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため、防災訓練を実施する。避難場所や津波避難ビルに指定されている場合は、一時的に市民を受入れることを想定した訓練も実施する。
- (2) 「地域で助け合う共助」の体制を構築するために、市や自主防災組織等との合同訓練の実施に努める。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
- (4) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
 - (訓練内容)
 - (ア) 避難訓練（避難誘導等）
 - (イ) 消火訓練
 - (ウ) 浸水防止訓練
 - (エ) 救急救命訓練
 - (オ) 災害発生時の安否確認方法
 - (カ) 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
 - (キ) 災害時の危険物、有害物の漏えい等の対処訓練
 - (ク) 災害救助訓練
 - (ケ) 市町村・自治会・他企業との合同防災訓練
 - (コ) 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

項目	担当	関係機関
第1 自主防災組織の育成	地域安全推進課	
第2 地区防災計画の提案	危機対策課	

第1 自主防災組織の育成

【地震災害対策編／第1章／第11節／第1 自主防災組織の育成】を準用する。（地-29）

第2 地区防災計画の提案

【地震災害対策編／第1章／第11節／第2 地区防災計画の提案】を準用する。（地-30）

第8節 ボランティアのコーディネート

項目	担当	関係機関
第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備	保健福祉総務課	(社福)石巻市社会福祉協議会、(社福)宮城県社会福祉協議会
第2 災害ボランティアの養成		

第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第12節／第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備】を準用する。(地-31)

第2 災害ボランティアの養成

【地震災害対策編／第1章／第12節／第2 災害ボランティアの養成】を準用する。(地-32)

第9節 企業等の防災対策の推進

項目	担当	関係機関
第1 企業等の役割	危機対策課、保健福祉総務課、 産業推進課、●商工課	
第2 企業等の防災組織		

「●」は主務担当を示す。

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

(5) 大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

2 市の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

地域の訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

市、商工会議所及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災及び減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、市は、あらかじめ商工会議所及び商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

市及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第2 企業等の防災組織

【地震災害対策編／第1章／第13節／第2 企業等の防災組織】を準用する。（地-34）

第10節 情報通信網の整備

項目	担当	関係機関
第1 県、関係機関等との災害通信網の整備	危機対策課	
第2 市民への通信体制の整備と周知	秘書広報課、●危機対策課、その他関係課	

「●」は主務担当を示す。

第1 県、関係機関等との災害通信網の整備

【地震災害対策編／第1章／第15節／第1 県、関係機関等との災害通信網の整備】を準用する。(地-36)

第2 市民への通信体制の整備と周知

【地震災害対策編／第1章／第15節／第2 市民への通信体制の整備と周知】を準用する。(地-36)

第11節 職員の配備体制

項目	担当	関係機関
第1 活動体制の整備	全課	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、DX推進課、その他関係課	

「●」は主務担当を示す。

第1 活動体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第16節／第1 活動体制の整備】を準用する。(地-38)

第2 業務継続計画(BCP)の整備

【地震災害対策編／第1章／第16節／第2 業務継続計画(BCP)の整備】を準用する。(地-39)

第12節 防災拠点等の整備・充実

項目	担当	関係機関
第1 防災拠点の整備及び連携	管財課、●危機対策課、都市計画課	
第2 防災拠点機能の確保・充実		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、地域安全推進課、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課	
第4 防災用資機材の確保対策		

「●」は主務担当を示す。

第1 防災拠点の整備及び連携

【地震災害対策編／第1章／第17節／第1 防災拠点の整備及び連携】を準用する。(地-40)

第2 防災拠点機能の確保・充実

【地震災害対策編／第1章／第17節／第2 防災拠点機能の確保・充実】を準用する。(地-40)

この場合において、同節第2／(1)中の記述「市は、」を「市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、」と読み替える。

第3 防災用資機材等の整備・充実

【地震災害対策編／第1章／第17節／第3 防災用資機材等の整備・充実】を準用する。(地-41)

第4 防災用資機材の確保対策

【地震災害対策編／第1章／第17節／第4 防災用資機材の確保対策】を準用する。(地-41)

第13節 相互応援体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 相互応援体制の整備	●危機対策課、協定を締結している課、その他関係課	各関係機関
第2 応援体制の整備	危機対策課	
第3 自衛隊との連携		自衛隊

「●」は主務担当を示す。

第1 相互応援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第18節／第1 相互応援体制の整備】を準用する。（地-42）

第2 応援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第18節／第2 応援体制の整備】を準用する。（地-43）

第3 自衛隊との連携

【地震災害対策編／第1章／第18節／第3 自衛隊との連携】を準用する。（地-43）

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 医療救護体制の整備	●健康推進課、病院局	東部保健福祉事務所、(一社)石巻市医師会、(一社)桃生郡医師会、(一社)石巻歯科医師会、(一社)石巻薬剤師会、日本赤十字社宮城県支部、地域災害拠点病院(石巻赤十字病院)、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第2 医薬品等の供給体制の整備	健康推進課	(一社)石巻薬剤師会
第3 福祉支援体制の整備	保健福祉総務課	
第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課	
第5 栄養支援体制の整備	健康推進課	

「●」は主務担当を示す。

第1 医療救護体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第1 医療救護体制の整備】を準用する。(地-44)

第2 医薬品等の供給体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第2 医薬品等の供給体制の整備】を準用する。(地-45)

第3 福祉支援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第3 福祉支援体制の整備】を準用する。(地-45)

第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備】を準用する。(地-47)

第5 栄養支援体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第19節／第5 栄養支援体制の整備】を準用する。(地-47)

第15節 緊急輸送体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 輸送体制の整備	●危機対策課、道路課	石巻警察署、河北警察署、（公社）宮城県トラック協会石巻支部、（公社）宮城県バス協会、宮城交通（株）
第2 燃料確保体制の整備	管財課	宮城県経済商工観光部
第3 障害物除去体制の整備	河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課、水産課、農林課	仙台河川国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 輸送体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第1 輸送体制の整備】を準用する。（地-50）

第2 燃料確保体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第2 燃料確保体制の整備】を準用する。（地-51）

第3 障害物除去体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第21節／第3 障害物除去体制の整備】を準用する。（地-52）

第16節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難所等の確保、整備	●危機対策課、健康推進課、教育委員会	宮城県保健福祉部
第2 避難誘導體制の整備	●危機対策課、地域振興課、教育委員会、子育て支援課、子ども保育課	
第3 市民等への周知	危機対策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 避難所等の確保、整備

【地震災害対策編／第1章／第22節／第1 避難所等の確保、整備】を準用する。（地-53）

第2 避難誘導體制の整備

1～5は、【地震災害対策編／第1章／第22節／第2 避難誘導體制の整備】を準用する。（地-55）

6 避難計画の作成

市は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、ハザードマップの作成に当たっては市民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努める。

避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を参考とする。

7 公的施設等の管理者

学校、病院、デパート、公民館、劇場等の興行場、駅等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第3 市民等への周知

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民に確認を促すよう努める。

なお、ハザードマップの作成に当たっては市民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。

また、避難指示のほか、一般市民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、市民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難受入れ対策

項目	担当	関係機関
第1 避難所の運営・管理対策	●危機対策課、健康推進課、保護課	東部保健福祉事務所、(社福)石巻市社会福祉協議会
第2 広域避難の対策	危機対策課	
第3 応急仮設住宅対策	●生活再建支援室、住宅課、建築課	
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政策課	
第5 孤立地区対策	●危機対策課、政策企画課、地域振興課	宮城県消防課

「●」は主務担当を示す。

第1 避難所の運営・管理対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第1 避難所の運営・管理対策】を準用する。(地-57)

第2 広域避難の対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第2 広域避難の対策】を準用する。(地-59)

この場合において、同節第2中の記述「可能となるよう」を「可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに」と読み替える。

第3 応急仮設住宅対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第3 応急仮設住宅対策】を準用する。(地-59)

第4 帰宅困難者対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第4 帰宅困難者対策】を準用する。(地-59)

第5 孤立地区対策

【地震災害対策編／第1章／第23節／第5 孤立地区対策】を準用する。(地-60)

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

項目	担当	関係機関
第1 備蓄体制の整備	●危機対策課	
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、環境課、 ●産業推進課	石巻地方広域水道企業団
第3 受援体制の確保	●危機対策課	東北農政局、東部地方振興事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 備蓄体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第24節／第1 備蓄体制の整備】を準用する。（地-61）

第2 食料等の調達体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第24節／第2 食料等の調達体制の整備】を準用する。（地-62）

第3 受援体制の確保

【地震災害対策編／第1章／第24節／第3 受援体制の確保】を準用する。（地-62）

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

項目	担当	関係機関
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、学校安全推進課、学校教育課、石巻市消防団	宮城県、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、(社福)石巻市社会福祉協議会、その他関係機関
第2 外国人への支援対策	危機対策課、●地域振興課、その他関係課	
第3 旅行者への支援対策	観光政策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 高齢者、障害者等への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第1 高齢者、障害者等への支援対策】を準用する。(地-63)

第2 外国人への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第2 外国人への支援対策】を準用する。(地-68)

第3 旅行者への支援対策

【地震災害対策編／第1章／第25節／第3 旅行者への支援対策】を準用する。(地-69)

第20節 複合災害対策

項目	担当	関係機関
第1 複合災害を考慮した 対策の検討	危機対策課	
第2 防災力の向上		

第1 複合災害を考慮した対策の検討

【地震災害対策編／第1章／第26節／第1 複合災害を考慮した対策の検討】を準用する。（地-70）

第2 防災力の向上

【地震災害対策編／第1章／第26節／第2 防災力の向上】を準用する。（地-70）

第21節 災害廃棄物対策

項目	担当	関係機関
第1 処理体制の整備	廃棄物対策課	東部保健福祉事務所、東部下水道事務所、石巻地区広域行政事務組合
第2 一時保管場所の確保	廃棄物対策課	

「●」は主務担当を示す。

第1 処理体制の整備

【地震災害対策編／第1章／第27節／第1 処理体制の整備】を準用する。（地-71）

第2 一時保管場所の確保

【地震災害対策編／第1章／第27節／第2 一時保管場所の確保】を準用する。（地-72）

第22節 災害種別毎予防対策

項目	担当	関係機関
第1 火災予防対策	地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課	東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、宮城県道路公社、石巻海上保安署、東北運輸局、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)、石巻市消防団
第2 林野火災予防対策		
第3 危険物等災害予防対策		
第4 海上災害予防対策		
第5 航空災害予防対策		
第6 鉄道災害予防対策		
第7 道路災害予防対策		

第1 火災予防対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

2 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、市は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 市民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚なども重要であることから、幼少年消防クラブ及び女性（婦人）防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。

また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

4 消防力の強化

市は、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るとともに、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール等を消防水利として活用し、これらの施設整備に努める。

5 消防団の育成

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 市は、県の指導や財政援助を受け、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合に備え、これらの充実に努める。

6 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

7 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

2 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 山火事予防運動の推進

林野火災予防等に関して、山火事予防運動推進方針に基づき、関係機関（県、市町村、森林組合等）の連携強化を図るとともに、みやぎ森林保全協力員及びみやぎ森林保全推進活動協定団体による森林巡視及び啓発活動を強化し、林野火災に対する市民の関心を喚起し、林野災害発生予防を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、学校等の協力を得て、ラジオ等による広報、新聞及び県、市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、市ホームページ及びSNSを活用した普及・啓発を図る。

(5) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

3 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

4 防ぎよ資機材の備蓄

市及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

5 防災活動の促進

市及び関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

- (1) 火気使用設備・器具の安全化
- (2) 市民への指導強化
- (3) 出火防止のための査察指導
- (4) 初期消火体制の強化

6 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策

※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋
第9節 危険物施設等の予防対策	
第3 危険物施設	
<p>県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。</p> <p>なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。</p>	
<p>1 安全指導の強化</p> <p>危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。</p>	
<p>2 施設基準維持の指導</p> <p>危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。</p>	
<p>3 自衛消防組織等の育成</p> <p>事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。</p>	
<p>4 広報・啓発の推進</p> <p>危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の県民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。</p>	
<p>5 防災用資機材の整備</p> <p>複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。</p>	
<p>6 第二管区海上保安本部</p> <p>第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し泡消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導し、被害の拡大防止に努める。</p> <p>また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。</p>	

第4 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。
- 2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のために必要な指導・助言を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第4 海上災害予防対策

※参考

宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-22の抜粋

2 船舶の安全な運航等の確保

(1) 第二管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

イ 海図、水路図誌等水路図書の整備

ロ 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報提供等の実施

ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導

ニ 航路標識の整備

ホ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

(2) 国及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

(3) 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

3 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

第二管区海上保安本部、県及び市町村は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど平常時から連携を強化しておく。

5 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努める。

(2) 第二管区海上保安本部と県、第二管区海上保安本部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

6 緊急輸送活動

<p>第二管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。</p> <p>7 危険物等の大量流出時における防除活動</p> <p>第二管区海上保安本部、県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。</p> <p>また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。</p> <p>8 防災訓練の実施</p> <p>第二管区海上保安本部は、県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>9 海上防災知識の普及</p> <p>第二管区海上保安本部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。</p> <p>10 海上交通環境の整備</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。</p>
--

第5 航空災害予防対策

<p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-22の抜粋</p> <p>2 航空機の安全な運航等の確保</p> <p>(1) 航空会社の措置</p> <p>イ 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。</p> <p>ロ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。</p> <p>(2) 仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の措置</p> <p>イ 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。</p> <p>ロ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。</p> <p>(3) 乗客の措置</p> <p>乗客は、運航上の注意事項を遵守する。</p> <p>3 防災関係機関相互の応援体制</p> <p>空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定 ・仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書 ・仙台空港医療救護活動に関する協定書 <p>4 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、県、市町村及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。</p> <p>5 緊急輸送活動</p> <p>道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。</p>
--

6 防災訓練の実施

空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する。

第6 鉄道災害予防対策

※参考

宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 2-22の抜粋

2 東日本旅客鉄道（株）仙台支社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導体制

災害発生時、駅のコナコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

(6) 車両避難等の措置

新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

(一部省略)

6 鉄軌道の交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続を行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第7 道路災害予防対策

※参考

宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編2-22の抜粋

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

警察本部は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

(2) 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 東北地方整備局は、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

(1) 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

(2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第2章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

項目	担当	関係機関
第1 防災気象情報の収集・伝達	●（危）本部連絡室、（総）広報班	仙台管区気象台

「●」は主務担当を示す。

第1 防災気象情報の収集・伝達

1 防災気象情報の収集

市は、次の機関が発表する情報を受理する。

※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-1の抜粋

第2 防災気象情報

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や市民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て市民に周知できるよう努める。

また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断を促す。

なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、県は直ちに市町村に通知しなければならない、市町村は直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る他、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、関係機関と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

また、防災気象情報の種類は次のとおりである。

種 類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
<p>「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</p>		
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生す

		<p>るおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
注 意 報	大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	洪水注意報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。</p>
	波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。</p>
	なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	着雪・着氷注意報	<p>著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>	
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれ</p>	

		があるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値		河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。
早期注意情報（警報級の可能性）		5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。
宮城県気象情報		気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける。
土砂災害警戒情報		大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難指示を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう発表
火災気象通報		気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき通報

2 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難情報を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	市
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区气象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性）※大雨、高潮に関するもの	

3 防災気象情報の伝達

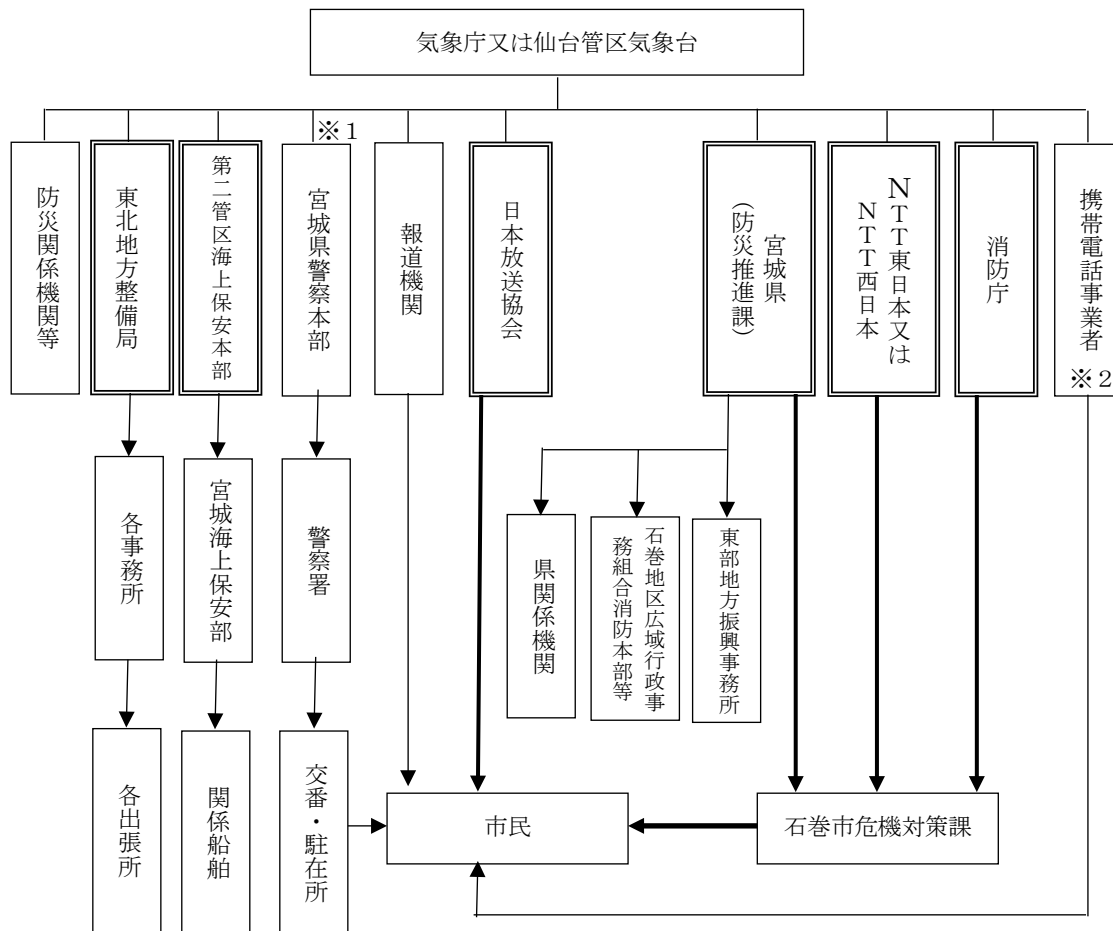
市は、防災気象情報の伝達を次の方法で行う。

特に、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達しなければならない。

- (1) 防災行政無線（屋外スピーカー）
- (2) 広報車
- (3) 緊急速報メール、エリアメール、災害情報メール、市ホームページ
- (4) ラジオ、テレビ
- (5) コミュニティFM（ラジオ石巻）

また、防災気象情報等の伝達系統は次のとおりである。

防災気象情報等の伝達系統



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 太線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※2 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報等及び水防警報

(1) 洪水予報等

国土交通大臣及び気象庁長官は、洪水予報指定河川について、その水位に応じて、洪水のおそれがあると認められるときは、共同で洪水予報等を知事に通知し、知事は水防管理者である市長にその内容を通知する。

また、国土交通大臣は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、市長に通知する。

河川水位と洪水予報等の種類及び伝達系統は、次のとおりである。

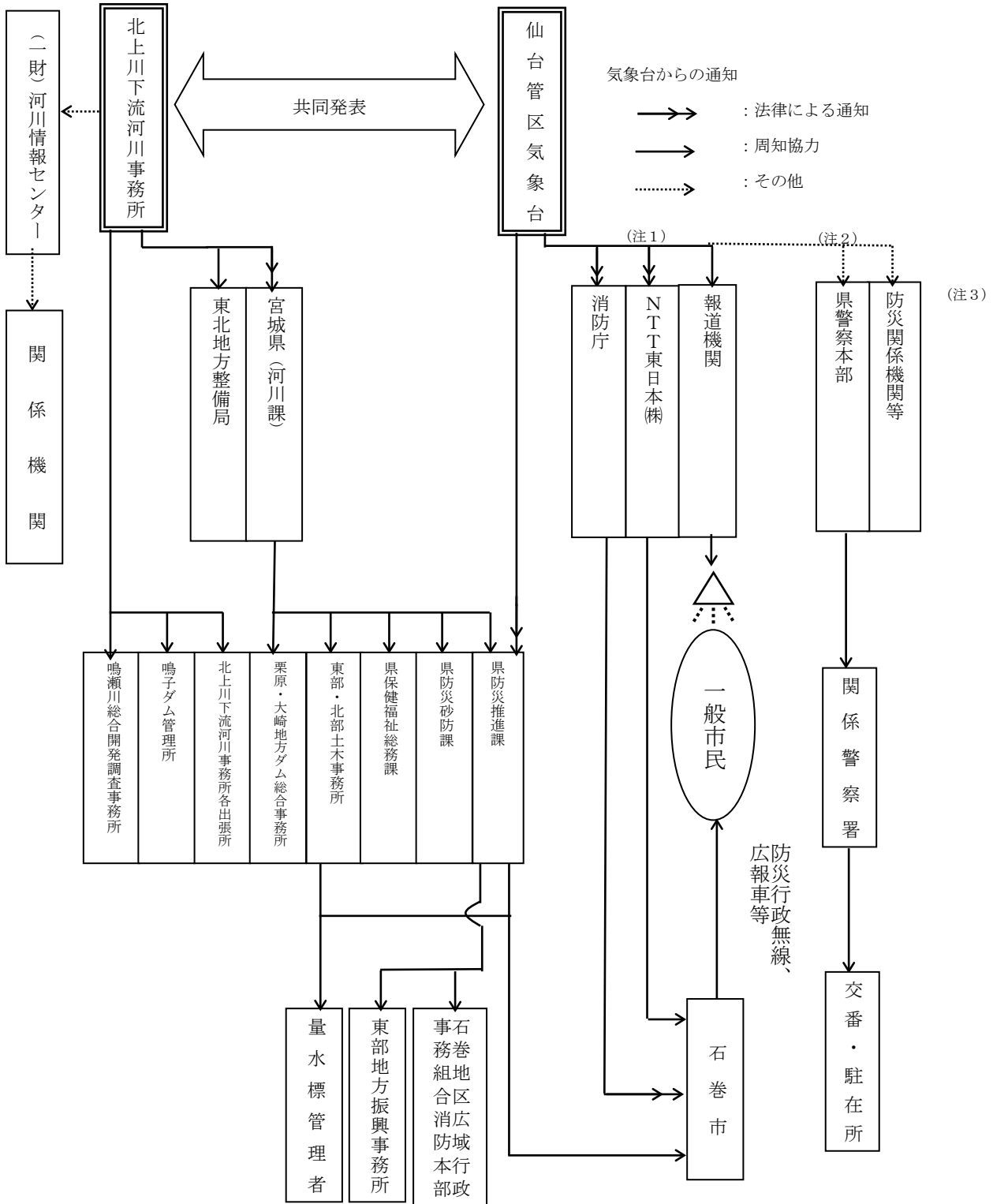
河川水位

水位名称	水位の位置づけ
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市長の高齢者等避難の発令の目安となる水位をいう。
氾濫注意水位	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮に（警戒水位）よる災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。
水防団待機水位	量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関（通報水位）が水防体制に入る水位をいう。

河川水位と洪水予報等の種類

水位名称	洪水予報等の種類	内 容
	氾濫発生情報 (洪水警報)	区域内において、氾濫が発生（レベル5）したとき発表
氾濫危険水位	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき発表
避難判断水位	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき、あるいは、水位予測に基づき、氾濫危険水位（レベル4）に達すると見込まれるとき発表
氾濫注意水位	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき発表
水防団待機水位		

指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）



(注1) NTT 東日本(株)への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって変える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)

(注2) 警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

(注3) 東北管区警察局、陸上自衛隊東北方面総監部、第二管区海上保安本部、東北運輸局、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)

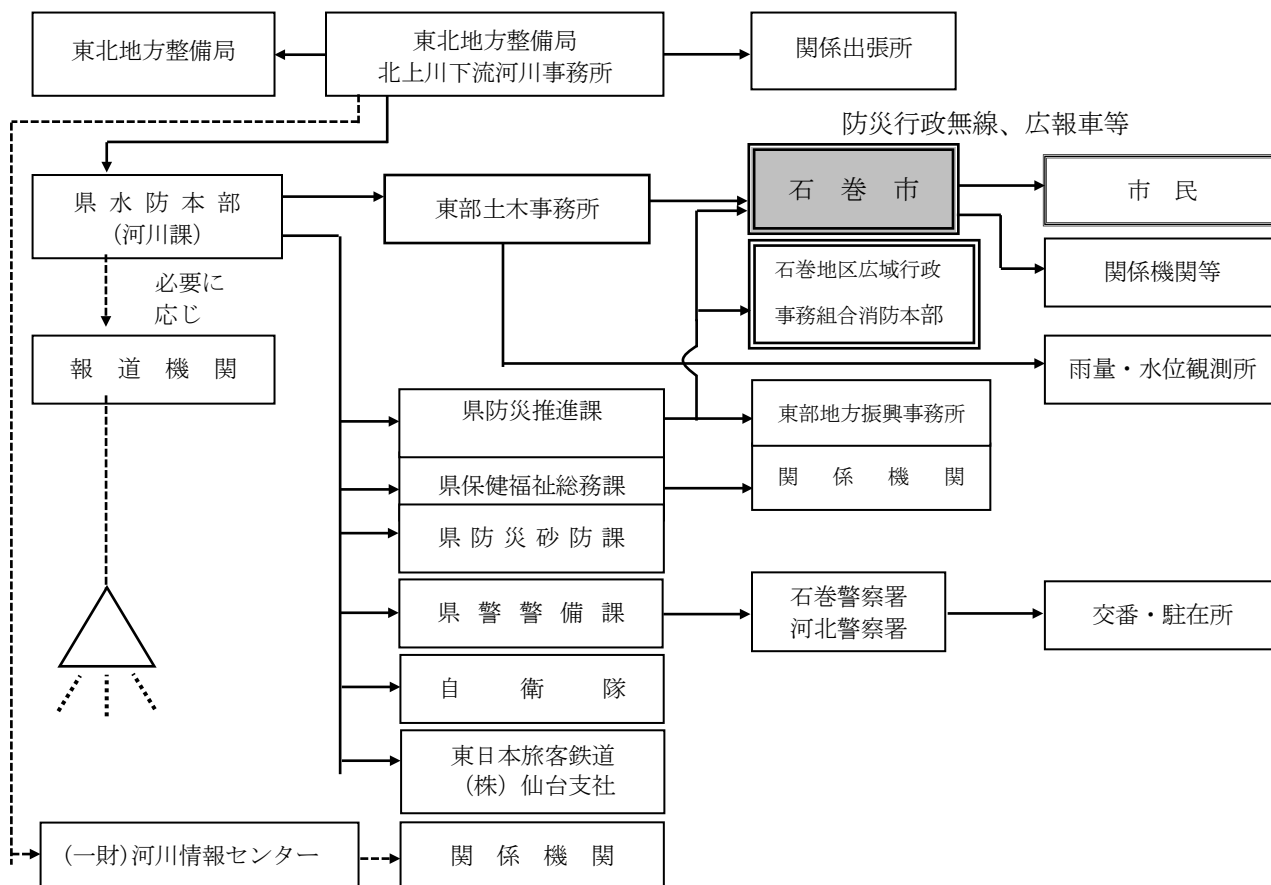
(2) 水防警報

国土交通大臣は、指定河川について、洪水により相当な損害が生じるおそれがあると認められた場合は、水防警報を知事に通知する。

また、知事はその内容を水防管理者である市長に通知する。

その伝達系統は、次のとおりである。

水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）



(3) 洪水予報等及び水防警報の発表基準

管内の指定河川の観測所における洪水予報等及び水防警報の発表基準は、次のとおりである。

洪水予報等及び水防警報の発表基準

河川名	北上川		旧北上川			江合川
	柳津 (脇谷閘門)	飯野川上流 (飯野川橋上流)	和渕 (神取橋下流)	大森 (梨ノ木排水樋管下流)	門脇	涌谷 (涌谷大橋下流)
氾濫危険水位 (危険水位)	12.20m	8.50m	6.40m	4.40m	—	5.80m
避難判断水位 (特別警戒水位)	12.10m	8.40m	6.30m	4.30m	—	5.50m
氾濫注意水位 (警戒水位)	8.40m	5.50m	5.30m	3.60m	3.10m	4.20m
水防団待機水位 (指定水位)	7.00m	4.40m	4.30m	3.00m	—	3.20m

(4) 市民等への周知

市は、洪水予報等及び水防警報を受けた場合、直ちに市民に周知する。

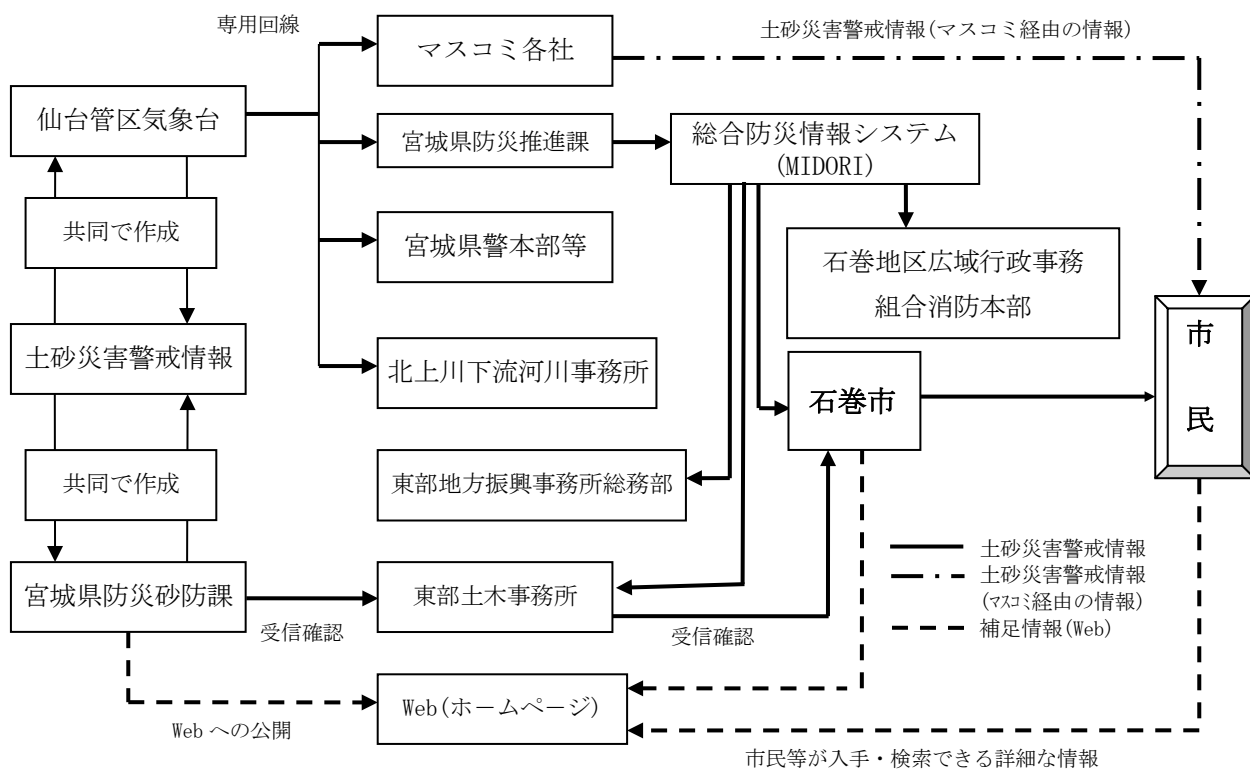
なお、洪水予報等については、水防法による浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場等で、洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、その施設等に電話・FAX その他の手段で伝達する。

5 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の伝達及び体制準備

大雨等による土砂災害警戒情報は下図に示す伝達経路で入電されるため、市では、内容を把握し避難が必要な状態になる可能性がある場合には、避難体制を整えておく。

土砂災害警戒情報の伝達



(2) 要配慮者利用施設への伝達

市は、土砂災害警戒区域等にある要配慮者利用施設で、円滑な警戒避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、その施設に電話・FAX その他の手段で伝達する。

※ 資料第19 要配慮者利用施設一覧

第2節 防災活動体制

項目	担当	関係機関
第1 配備体制	全課	
第2 災害対策本部		
第3 警戒本部・特別警戒本部		
第4 各機関の体制		

第1 配備体制

【地震災害対策編／第2章／第1節／第1 配備体制】を準用する。（地-75）

第2 災害対策本部

【地震災害対策編／第2章／第1節／第2 災害対策本部】を準用する。（地-81）

第3 警戒本部・特別警戒本部

【地震災害対策編／第2章／第1節／第3 警戒本部・特別警戒本部】を準用する。（地-90）

第4 各機関の体制

【地震災害対策編／第2章／第1節／第4 各機関の体制】を準用する。（地-91）

第3節 情報の収集・伝達

項目	担当	関係機関
第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県防災推進課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関
第2 被害情報の収集・報告		
第3 通信・放送手段の確保		

第1 情報管理体制

【地震災害対策編／第2章／第2節／第1 情報管理体制】を準用する。（地-92）

第2 被害情報の収集・報告

【地震災害対策編／第2章／第2節／第2 被害情報の収集・報告】を準用する。（地-93）

第3 通信・放送手段の確保

【地震災害対策編／第2章／第2節／第5 通信・放送手段の確保】を準用する。（地-101）

第4節 通信・放送施設の確保

項目	担当	関係機関
第1 市防災行政無線施設	危機対策課	
第2 災害時の通信連絡		

第1 市防災行政無線施設

- 1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。
併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第2 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
- (3) 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- (4) 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- (5) 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
- (6) 国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- (7) 消防庁回線（消防防災無線）…総務省消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- (8) 内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- (9) 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
- (10) 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- (11) 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
- (12) MCA 無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

(13) 非常通信…市は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

(14) インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

(15) 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模によりNTT 東日本株式会社が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてNTT 東日本株式会社が決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。

(16) 災害用伝言板…大規模災害時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

第5節 災害広報活動

項目	担当	関係機関
第1 社会的混乱の防止	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班	
第2 市民等への広報		
第3 報道機関への対応	(総) 広報班	

「●」は主務担当を示す。

第1 社会的混乱の防止

【地震災害対策編／第2章／第3節／第1 社会的混乱の防止】を準用する。(地-103)

第2 市民等への広報

【地震災害対策編／第2章／第3節／第2 市民等への広報】を準用する。(地-103)

第3 報道機関への対応

【地震災害対策編／第2章／第3節／第3 報道機関への対応】を準用する。(地-105)

第6節 警戒活動

項目	担当	関係機関
第1 水防対策	●（危）本部連絡室、（消）消防団	北上川下流河川事務所、東部土木事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 水防対策

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、水防本部の設置、水防団の動員等により水防体制を確立する。

2 水防情報の収集・伝達

市は、気象注意報・警報や洪水予報、水防警報を受信し関係機関に伝達する。

また、水防情報システムで得られた雨量・河川水位等の情報を県総合防災情報システム等から入手する。

3 水防活動

市は、次の活動を行う。

(1) 監視、警戒の実施

河川、堤防を巡回し、河川、堤防の状況について監視、警戒を実施する。

(2) 水防作業の実施

水位等の状況に応じて、浸水防止、河川堤防等の損壊、亀裂等の出水防止活動を講じる。

(3) 水門等の操作

※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-6の抜粋

第3 水防活動

4 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

5 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。

なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

※ 資料第7 水防施設等一覧

※ 資料第8 水防倉庫備蓄状況一覧

第7節 相互応援活動

項目	担当	関係機関
第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、 ● (総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	東部地方振興事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻地方広域水道企業団

「●」は主務担当を示す。

第1 自治体等への応援要請

【地震災害対策編／第2章／第4節／第1 自治体等への応援要請】を準用する。(地-106)

第8節 災害救助法の適用

項目	担当	関係機関
第1 災害救助法の適用	各災対部	宮城県
第2 救助の種類		

第1 災害救助法の適用

【地震災害対策編／第2章／第5節／第1 災害救助法の適用】を準用する。（地-108）

第2 救助の種類

【地震災害対策編／第2章／第5節／第2 救助の種類】を準用する。（地-109）

第9節 自衛隊の災害派遣

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	宮城県災害対策本部、自衛隊

第1 自衛隊の災害派遣

【地震災害対策編／第2章／第6節／第1 自衛隊の災害派遣】を準用する。(地-110)

第10節 救急・救助活動

項目	担当	関係機関
第1 救急・救助活動	●（危）本部連絡室、災対建設部、（消）警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、医療機関

「●」は主務担当を示す。

第1 救急・救助活動

【地震災害対策編／第2章／第7節／第1 救急・救助活動】を準用する。（地-113）

この場合において、同項第1／1／（1）／ア中の記述「消防・警察機関」を「消防・警察機関及び地元漁業関係者等」と読み替える。

第11節 医療救護活動

項目	担当	関係機関
第1 初動医療活動	●（保）救護班、災対病院部全班	（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、（一社）石巻薬剤師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、医療関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 初動医療活動

【地震災害対策編／第2章／第8節／第1 初動医療活動】を準用する。（地-116）

第12節 交通・輸送活動

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、 ● (建) 道路班	石巻警察署、河北警察署、仙台河川国道事務所、宮城県道路課、東部土木事務所
第2 緊急輸送路等の確保	(産) 水産班、(産) 農林班、 (建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、 ● (建) 道路班	仙台河川国道事務所、南三陸沿岸国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会
第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、● (総) 管財班	宮城県災害対策本部、(公社) 宮城県トラック協会石巻支部、(公社) 宮城県バス協会、宮城交通(株)、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 交通規制

1 警察による交通規制

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-12の抜粋
<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 交通規制</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。</p> <p>警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。</p> <p>また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 被災地内への車両の流入と走行の規制</p> <p>(イ) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。</p> <p>(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。</p> <p>ロ 避難規制と緊急交通路への流入禁止</p>	

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。
また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

ニ 道路管理者との緻密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置をとることができる。

ホ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(7) 交通マネジメント

イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検

討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

2 道路管理者による規制

道路管理者は、管理する道路が陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認

【地震災害対策編／第2章／第10節／第1／3 緊急通行車両の確認】を準用する。（地-123）

第2 緊急輸送路等の確保

【地震災害対策編／第2章／第10節／第2 緊急輸送路等の確保】を準用する。（地-124）

第3 輸送の確保

【地震災害対策編／第2章／第10節／第3 輸送の確保】を準用する。（地-126）

第13節 ヘリコプターの活動

項目	担当	関係機関
第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安本部

第1 ヘリコプターの活用

【地震災害対策編／第2章／第11節／第1 ヘリコプターの活用】を準用する。(地-127)

第14節 避難活動

項目	担当	関係機関
第1 避難活動の基本		
第2 避難の指示等	市長、●（危）本部連絡室	
第3 避難誘導	関係課	各警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第4 避難所の開設	（危）本部連絡室、 ●（保）避難収容班、（教）学校教育班	
第5 避難所の運営	●（保）避難収容班、（保）救護班	東部保健福祉事務所、（社福）石巻市社会福祉協議会
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	●（市）総務班、（保）避難収容班	
第7 帰宅困難者対策	（危）本部連絡室、 ●（産）観光班	
第8 孤立集落対策	●（危）本部連絡室、（保）救護班、（保）援護班、（産）総務班	自衛隊、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第9 広域避難	●（危）本部連絡室、（保）避難収容班	
第10 在宅避難者への支援		

「●」は主務担当を示す。

第1 避難活動の基本

防災気象情報、水位情報等により災害の発生が予想される場合は、避難に時間を要する要配慮者に高齢者等避難を発令し、早めの避難を促す。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対象地域に対し避難指示を発令し、避難を促す。

第2 避難の指示等

1 避難行動

(1) 立退き避難

リードタイム（指定緊急避難場所又は安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主避難先への立退き避難に要する時間）が確保できる場合は、対象とする災害リスクがある地域から離れ、災害リスクのある区域等の外側等の安全な場所へ移動する。

(2) 屋内安全確保

リードタイムが確保できる場合は、立退き避難が望ましいが、洪水等及び高潮の災害リスクに対しては、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まる等により、安全の確保が図られる場合は、自らの確認・判断で身の安全を確保する。

(3) 緊急安全確保

立退き避難が必要な場合に、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等により避難できなかつた等でリードタイムを確保できない場合は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

2 避難情報等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、対象地域の居住者等に対し、立退き避難を指示する。また、とるべき避難のための立退きの準備、要配慮者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう高齢者等避難を発令する。ただし、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合は、緊急安全確保を発令する。

なお、避難情報等および居住者等がとるべき行動等は、次のとおりである。

避難指示等の種類

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害が発生するおそれがある。 ●とるべき行動：避難に時間を要する高齢者等は避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保) 高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせる。また、避難の準備や危険を感じた場合は、自主的に避難する。
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害が発生し又は発生するおそれが高い。 ●とるべき行動：危険な場所から全員避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保)
※緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害が発生し又は切迫している。 (立退き避難をすることがかえって危険のおそれが生じる場合) ●とるべき行動：生命又は身体の危険から直ちに安全を確保する。

※災害の状況を確実に把握できるものではない等から、必ず発令できる情報ではない。

3 避難情報発令の判断基準

災害に応じた判断基準は、次のとおりである。

洪水予報河川に関する避難指示等の判断基準

避難情報	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●「避難判断水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ●「氾濫警戒情報」が発表され、一定時間後に「氾濫危険水位」に到達が見込まれる場合 ●堤防に軽微な浸透・浸食・洗堀が発見された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●3時間以内に「氾濫危険水位」に到達が見込まれ、河川の氾濫のおそれがあると予想される場合 ●氾濫危険情報が発表され、河川の氾濫のおそれがあると予想される場合 ●洪水危険度分布で「氾濫危険水位の超過相当(紫)」に該当する場合 ●堤防に異常な浸透・浸食・洗堀が発見された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫発生情報が発表された場合 ●水位が堤防天端高に到達している可能性がある場合 ●堤防決壊又は越水のおそれがある場合で、立退き避難に必要な時間の確保ができない場合

	●堤防決壊又は越水がある場合で、立退き避難に必要な時間の確保ができない場合
--	---------------------------------------

中小河川に関する避難指示等の判断基準

避難情報	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●対象河川の流域に24時間総雨量が計画雨量を超えると予想される場合 ●流域雨量指数の予測値が「基準Ⅱ（単独）」を超過し「基準Ⅲ（単独）」以上に上昇すると予想される場合 ●水位計の水位が堤防天端高に到達すると予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●流域雨量指数の予測値が「基準Ⅲ（単独）」を超過し「基準Ⅳ（単独）」以上に上昇すると予想される場合 ●水位計の水位が堤防天端高を超えると予想される場合 ●堤防決壊又は越水・溢水のおそれがある又は発生している場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防決壊又は越水・溢水がある場合で、立退き避難に必要な時間の確保ができない場合

内水氾濫に関する避難指示等の判断基準

避難情報	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水危険度分布が「警戒（赤）」以上で、床下浸水のおそれ又は床下浸水が確認され、さらに浸水深が深くなると予想される場合 ●排水ポンプの運転が停止し排水が不可の場合 ●水門を閉鎖し排水が不可の場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水危険度分布が「危険（紫）」以上で、床上浸水のおそれ又は床上浸水が確認され、さらに浸水深が深くなると予想される場合 ●排水ポンプの運転が停止し排水が不可の場合 ●水門を閉鎖し排水が不可の場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ●浸水危険度分布が「災害切迫（黒）」に該当する場合

土砂災害に関する避難指示等の判断基準

避難情報	判断基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌雨量指数が土砂災害警戒情報基準（CL）を超える可能性があると見込まれる場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌雨量指数が土砂災害警戒情報基準（CL）を超える可能性があると見込まれる場合 ●土壌雨量指数が2時間先までの予測で土砂災害警戒情報基準（CL）に到達すると予想される場合（一時的に到達する場合を除く。）又は実況で到達している場合で、さらに雨量の増加が見込まれる場合 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害の前兆とされる現象が確認された場合 ●土砂災害の発生が確認された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害危険度分布が「災害切迫（黒）」に該当する場合 ●大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ●土砂災害の前兆とされる現象が確認された場合又は土砂災害の発生が確認された場合で、立退き避難に必要な時間の確保できない場合

※ 各降雨メッシュコード内における土砂災害発生の目安となる線（CL）については、県の砂防総合情報システム「MIDSKI」により確認を行う。

なお、高潮災害に関する避難指示等の判断基準は、宮城県において、高潮浸水想定区域を指定以降に策定するものとする。

避難の指示等の実施権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	・高齢者等避難：災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう配慮する必要があると認めるとき。	災害対策基本法第56条第2項
	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	・緊急安全確保：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。	災害対策基本法第60条第3項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。	災害対策基本法第61条
	・市長から要求があったとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条
	・地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条

4 避難の指示等の内容及び周知

【地震災害対策編／第2章／第12節／第2 避難の指示等の内容及び周知】を準用する。（地-129）

5 避難誘導等

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、危険地域においては、消防吏員、消防団員等が安全な避難方向等について誘導を行う。

6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条第1項
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条第1項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条第1項
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条第3項

第3 避難誘導

【地震災害対策編／第2章／第12節／第3 避難誘導】を準用する。（地-130）

この場合において、同項3中の記述「地震発生時」を「災害発生時」と読み替える。

第4 避難所の開設

【地震災害対策編／第2章／第12節／第4 避難所の開設】を準用する。（地-130）

第5 避難所の運営

【地震災害対策編／第2章／第12節／第5 避難所の運営】を準用する。（地-130）

第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援

【地震災害対策編／第2章／第12節／第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援】を準用する。（地-133）

第7 帰宅困難者対策

【地震災害対策編／第2章／第12節／第7 帰宅困難者対策】を準用する。（地-134）

第8 孤立集落対策

【地震災害対策編／第2章／第12節／第8 孤立集落対策】を準用する。（地-134）

第9 広域避難

【地震災害対策編／第2章／第12節／第9 広域避難】を準用する。（地-134）

第10 在宅避難者への支援

【地震災害対策編／第2章／第12節／第10 在宅避難者への支援】を準用する。（地-135）

第15節 応急仮設住宅等の確保

項目	担当	関係機関
第1 住宅の応急修理	●（保）援護班、（建）建築指導班	
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保	●（保）生活再建支援班、（建）建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県復興支援・伝承課
第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等	●（保）生活再建支援班、（建）住宅班	宮城県復興支援・伝承課

「●」は主務担当を示す。

第1 住宅の応急修理

【地震災害対策編／第2／第13節／第1 住宅の応急修理】を準用する。（地-136）

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保

【地震災害対策編／第2／第13節／第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保】を準用する。（地-136）

第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等

【地震災害対策編／第2／第13節／第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等】を準用する。（地-137）

第16節 相談活動

項目	担当	関係機関
第1 相談活動	●（危）本部連絡室、（保）生活再建支援班、災害対策支部	

「●」は主務担当を示す。

第1 相談活動

【地震災害対策編／第2章／第14節／第1 相談活動】を準用する。（地-140）

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時避難支援の構築	(危)本部連絡室、(復)応援班(地域振興課)、(保)救護班、 ●(保)援護班、(保)避難収容班、(保)応援班(子育て支援課、子ども保育課)、(産)商工班、(教)学校教育班、(消)警防班 ●(復)応援班(地域振興課)、その他関係班	東部保健福祉事務所、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、(社福)石巻市社会福祉協議会、その他関係機関
第2 避難誘導等の支援		
第3 避難所等における支援		
第4 外国人や旅行者への支援		

「●」は主務担当を示す。

第1 災害発生時避難支援の構築

【地震災害対策編／第2章／第15節／第1 災害発生時避難支援の構築】を準用する。(地-141)

第2 避難誘導等の支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第2 避難誘導等の支援】を準用する。(地-141)

第3 避難所等における支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第3 避難所等における支援】を準用する。(地-142)

第4 外国人や旅行者への支援

【地震災害対策編／第2章／第15節／第4 外国人や旅行者への支援】を準用する。(地-143)

第18節 家庭動物の収容対策

項目	担当	関係機関
第1 家庭動物に対する対策	(保) 避難収容班、●(市) 防疫班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部

「●」は主務担当を示す。

第1 家庭動物に対する対策

【地震災害対策編／第2章／第16節／第1 家庭動物に対する対策】を準用する。(地-144)

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

項目	担当	関係機関
第1 食料の供給	●（産）総務班、（復）応援班（地域振興課）、（保）援護班、（保）避難収容班、（教）学校管理班、（市）総務班	東北農政局、日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第2 生活物資の供給	●（産）総務班、（保）避難収容班	日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第3 給水		石巻地方広域水道企業団
第4 救援物資の受入れ	（産）総務班	
第5 物資集配拠点の設置	（産）総務班	

「●」は主務担当を示す。

第1 食料の供給

【地震災害対策編／第2章／第17節／第1 食料の供給】を準用する。（地-146）

第2 生活物資の供給

【地震災害対策編／第2章／第17節／第2 生活物資の供給】を準用する。（地-148）

第3 給水

【地震災害対策編／第2章／第17節／第3 給水】を準用する。（地-148）

第4 救援物資の受入れ

【地震災害対策編／第2章／第17節／第4 救援物資の受入れ】を準用する。（地-149）

第5 物資集配拠点の設置

【地震災害対策編／第2章／第17節／第5 物資集配拠点の設置】を準用する。（地-149）

第20節 防疫・保健衛生活動

項目	担当	関係機関
第1 防疫活動	●（市）防疫班、（保）救護班、（保）避難収容班	東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第2 保健衛生活動	（総）管財班、●（保）救護班	（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、医療関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 防疫活動

【地震災害対策編／第2章／第18節／第1 防疫活動】を準用する。（地-150）

第2 保健衛生活動

【地震災害対策編／第2章／第18節／第2 保健衛生活動】を準用する。（地-151）

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

項目	担当	関係機関
第1 遺体の搜索	●（危）本部連絡室、（消）警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻海上保安署
第2 遺体の収容・処理	（市）防疫班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻海上保安署、東部保健福祉事務所、医療関係機関、（一社）石巻市医師会、（一社）桃生郡医師会、（一社）石巻歯科医師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第3 遺体の埋葬	（市）防疫班	東部保健福祉事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 遺体の搜索

【地震災害対策編／第2章／第19節／第1 遺体の搜索】を準用する。（地-154）

第2 遺体の収容・処理

【地震災害対策編／第2章／第19節／第2 遺体の収容・処理】を準用する。（地-154）

第3 遺体の埋葬

【地震災害対策編／第2章／第19節／第3 遺体の埋葬】を準用する。（地-155）

第22節 災害廃棄物処理活動

項目	担当	関係機関
第1 災害廃棄物の処理	●（市）災害廃棄物班、（市）清掃班	石巻地区広域行政事務組合、（公社）宮城県トラック協会石巻支部、宮城県環境生活部、東部保健福祉事務所
第2 し尿の処理	（市）清掃班	石巻地区広域行政事務組合、東部保健福祉事務所

「●」は主務担当を示す。

第1 災害廃棄物の処理

【地震災害対策編／第2章／第20節／第1 災害廃棄物の処理】を準用する。（地-156）

第2 し尿の処理

【地震災害対策編／第2章／第20節／第2 し尿の処理】を準用する。（地-157）

第23節 社会秩序維持活動

項目	担当	関係機関
第1 警備対策	地域安全推進課、(消)警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署
第2 物価監視	地域安全推進課、(保)応援班 (総合相談センター)	宮城県環境生活部

第1 警備対策

【地震災害対策編／第2章／第21節／第1 警備対策】を準用する。(地-158)

第2 物価監視

【地震災害対策編／第2章／第21節／第2 物価監視】を準用する。(地-158)

第24節 教育活動

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第2 学校施設等の応急措置	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第3 教育の実施	●災対教育部、災対保健福祉部	学校、保育施設
第4 文化財対策	災対教育部	宮城県教育委員会、文化財管理者

「●」は主務担当を示す。

第1 災害発生時の対応

【地震災害対策編／第2章／第22節／第1 災害発生時の対応】を準用する。（地-159）

第2 学校施設等の応急措置

【地震災害対策編／第2章／第22節／第2 学校施設等の応急措置】を準用する。（地-159）

第3 教育の実施

【地震災害対策編／第2章／第22節／第3 教育の実施】を準用する。（地-160）

第4 文化財対策

【地震災害対策編／第2章／第22節／第4 文化財対策】を準用する。（地-161）

第25節 防災資機材及び労働力の確保

項目	担当	関係機関
第1 防災資機材の確保	協定を締結している各部	
第2 労働力の確保	●（総）人事班、（産）商工班	石巻公共職業安定所

「●」は主務担当を示す。

第1 防災資機材の確保

【地震災害対策編／第2章／第23節／第1 防災資機材の確保】を準用する。（地-162）

第2 労働力の確保

【地震災害対策編／第2章／第23節／第2 労働力の確保】を準用する。（地-162）

第26節 公共土木施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 公共土木施設	(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 都市計画班、●(建) 道路班、(産) 水産班、(産) 農林班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、南三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)

「●」は主務担当を示す。

第1 公共土木施設

1 交通対策

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／1 交通対策】を準用する。(地-163)

2 道路施設

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

また、道路管理者及び交通管理者は、道路情報を、道路情報板、ホームページ等で道路利用者に提供する。

市は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

3 海岸保全施設

※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋

1 県の対応

(1) 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後)にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

(2) 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

(3) 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

4 河川管理施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋
1 県の対応	
(1) 緊急点検	河川管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。
(2) 二次災害の防止対策	河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。
2 東北地方整備局の対応	
(1) 緊急点検	河川管理者は、管理区間の水位観測所において氾濫注意水位を超え又は超える恐れがあり、なお増水が予想される場合は、パトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。
(2) 二次災害の防止対策	被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。 風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。
(3) 応急復旧	河川管理施設が、破堤、決壊、流出、洗堀等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

5 林道・治山施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／5 林道・治山施設】を準用する。（地-165）

この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）」を「災害発生後」と読み替える。

6 港湾施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋
1 県の対応	
	港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。 また、港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。 港湾施設は、被災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。 また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

7 漁港施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋
<p>海岸管理者（県及び市町）は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。</p> <p>また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。</p> <p>緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。</p>	

※ 資料第32 漁港施設一覧

8 鉄道施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-26の抜粋
<p>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社</p> <p>(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。</p> <p>イ 仙台支社対策本部</p> <p>本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(ロ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。</p> <p>ロ 現地対策本部</p> <p>現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。</p> <p>本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。</p> <p>(2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。</p> <p>イ JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び FAX を整備する。</p> <p>ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。</p> <p>ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。</p> <p>(3) 気象異常時の対応</p> <p>イ 施設指令は、仙台管区气象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。</p> <p>ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及び SI 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕</p> <p>※SI 値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したものの。</p> <p>(4) 旅客及び公衆等の避難</p> <p>イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な</p>	

器具を整備する。

- ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難の指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

- イ 風水害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
- ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ハ 風水害等により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

- イ 降雨、河川増水、強風等の風水害等が発生した場合の取扱いは仙台支社運転規制等による。
- ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

9 農地・農業用施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／9 農地・農業用施設】を準用する。(地-167)

この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「地震発生直後」を「災害発生直後」と読み替える。

10 都市公園施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／10 都市公園施設】を準用する。(地-167)

この場合において、同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋」中の記述「津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後」を「二次災害の危険がある場合は、危険が無くなった後」と読み替える。

11 廃棄物処理施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／11 廃棄物処理施設】を準用する。(地-167)

12 市の施設及びその他公共施設

【地震災害対策編／第2章／第24節／第1／12 市の施設及びその他公共施設】を準用する。(地-167)

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、●(建) 巡視班	東北電力ネットワーク(株) 石巻電力センター、NTT 東日本(株) 宮城事業部、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、(一社) 宮城県LPガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)

「●」は主務担当を示す。

第1 ライフライン施設

1 上水道施設

【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／1 上水道施設】を準用する。(地-168)

2 下水道施設

【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／2 下水道施設】を準用する。(地-168)

3 電力施設

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27の抜粋
<p>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</p>	
<p>1 要員の確保 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。</p>	
<p>2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。</p>	
<p>3 広報活動 (1) 災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。 (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>	
<p>4 復旧資材の確保 (1) 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。 イ 現地調達 ロ 対策組織相互の流用 ハ 他電力からの融通 (2) 輸送 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプ</p>	

ター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事の実施

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

4 ガス施設

【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／4 ガス施設】を準用する。(地-170)

この場合において、記述を以下の通りに読み替える。

- ・同項「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1)
「大規模地震」を「大規模災害」と読み替える。
- ・「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1)イ
「直ちに情報の収集」を「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と読み替える。
- ・「宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋」／1／(1)ニ
「見通し等」を「見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）」と読み替える。

5 電信・電話施設

【地震災害対策編／第2章／第25節／第1／5 電信・電話施設】を準用する。(地-172)

第28節 農林水産業の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 農林水産業	●（産）水産班、（産）農林班	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、宮城県農業共済組合（旧：石巻地方農業共済組合）、石巻市漁業協同組合

「●」は主務担当を示す。

第1 農林水産業

1 農業

【地震災害対策編／第2章／第27節／第1／1 農業】を準用する。（地-175）

2 林業

【地震災害対策編／第2章／第27節／第1／2 林業】を準用する。（地-176）

3 水産業

【地震災害対策編／第2章／第27節／第1／3 水産業】を準用する。（地-176）

第29節 二次災害・複合災害防止対策

項目	担当	関係機関
第1 風評被害等の軽減	●（市）防疫班（環境課）、 （産）農林班、（産）観光班、 （産）水産班	宮城県環境生活部、宮城県農政部、宮城県水産林政部、宮城県経済商工観光部
第2 水防対策	（危）本部連絡室、●（産）水産班、（建）総務班（河川港湾高規格道路整備推進課）、 （建）道路班、（建）ポンプ場班、（建）巡視班、（消）警防班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻市消防団
第3 土砂災害対策	●（危）本部連絡室、（産）農林班、（建）道路班	東部土木事務所、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部
第4 空き家等の把握	（建）住宅班	宮城県建築宅地課

「●」は主務担当を示す。

第1 風評被害等の軽減

【地震災害対策編／第2章／第28節／第2 風評被害等の軽減】を準用する。（地-178）

第2 水防対策

【地震災害対策編／第2章／第28節／第3 水防対策】を準用する。（地-178）

第3 土砂災害対策

【地震災害対策編／第2章／第28節／第4 土砂災害対策】を準用する。（地-178）

第4 空き家等の把握

【地震災害対策編／第2章／第28節／第5 空き家等の把握】を準用する。（地-179）

第30節 応急公用負担等の実施

項目	担当	関係機関
第1 応急公用負担の権限	各災対部	
第2 応急公用負担の措置		

第1 応急公用負担の権限

【地震災害対策編／第2章／第29節／第1 応急公用負担の権限】を準用する。（地-180）
 この場合において、同項中の記述「大規模地震災害時」を「大規模災害時」と読み替える。

第2 応急公用負担の措置

【地震災害対策編／第2章／第29節／第2 応急公用負担の措置】を準用する。（地-181）

第31節 ボランティア活動

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの活動拠点について	(保)総務班	(社福)石巻市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部
第2 専門性のあるボランティア活動について	各災対部	

第1 ボランティアの活動拠点について

【地震災害対策編／第2章／第30節／第1 ボランティアの活動拠点について】を準用する。(地-182)

第2 専門性のあるボランティア活動について

【地震災害対策編／第2章／第30節／第2 専門性のあるボランティア活動について】を準用する。(地-183)

第32節 海外からの支援の受入れ

項目	担当	関係機関
第1 海外からの救援活動の受入れ	危機対策課	

第1 海外からの救援活動の受入れ

【地震災害対策編／第2章／第31節／第1 海外からの救援活動の受入れ】を準用する。（地-184）

この場合において、同項中の記述「大規模地震災害時」を「大規模災害時」と読み替える。

第33節 災害種別毎応急対策

項目	担当	関係機関
第1 火災応急対策	危機対策課、地域振興課、環境課、水産課、農林課、道路課、河川港湾高規格道路整備推進課、地域安全推進課	東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、宮城県道路公社、石巻海上保安署、東北運輸局、東日本旅客鉄道（株）仙台支社、東日本高速道路（株）、石巻市消防団
第2 流出油等事故対策		
第3 林野火災応急対策		
第4 危険物等災害応急対策		
第5 海上災害応急対策		
第6 航空機災害応急対応		
第7 鉄道災害応急対策		
第8 道路災害応急対策		

事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応に当たるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

第1 火災応急対策

【地震災害対策編／第2章／第9節 消火活動】を準用する。（地-119）

この場合において、同項中の記述「地震」又は「地震による火災」を「火災」と読み替える。

第2 流出油等事故対策

1 目的

市及び関係機関は、船舶又は陸上施設等から油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が大量に海洋又は河川や湖沼に流出した場合は、市民の安全を確保するため、流出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2 市の措置

(1) 海洋における流出油等事故の場合

「第4 海上災害応急対策」のとおり対応する。

(2) 河川、湖沼における流出油等事故の場合

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達は、国、県、市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部等を含めた水質汚濁対策連絡協議会ルートを通じて行い、必要に応じ河川、湖沼の巡視を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

第3 林野火災応急対策

1 目的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災警報の発令等において林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入山者への通知、火の使用制限、石巻地区広域行政事務組合消防本部の警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災警報の市民及び入山者への周知を、サイレン、掲示標等消防信号、広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎよ

<p>※参考</p> <p>火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。</p> <p>(1) 火災通報及び通信体制</p> <p>消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。</p> <p>地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。</p> <p>(2) 消防隊の編成及び出動区分</p> <p>消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。</p> <p>消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。</p> <p>(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請</p> <p>火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市町村長は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。</p> <p>(4) 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところ</p>	<p>宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</p>
---	-----------------------------------

により行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

4 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

5 (略)

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第4 危険物等災害応急対策

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、市及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 市民等への広報

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／1 市民等への広報】を準用する。（地-173）

3 危険物施設

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／2 危険物施設】を準用する。（地-173）

4 高圧ガス施設

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／3 高圧ガス施設】を準用する。（地-173）

5 火薬類製造施設等

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／4 火薬類製造施設等】を準用する。（地-174）

6 毒物劇物貯蔵施設

【地震災害対策編／第2章／第26節／第1／5 毒物劇物貯蔵施設等】を準用する。（地-174）

7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置

(1) 市の措置

- ア 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般市民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- ウ 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

※参考

宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋

7 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて次の応急的保安措置を実施する。

(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性物質貯蔵施設管理者は事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報するとともに、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 市町村の措置

放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた市町村は、県へ事故等の発生について、直ちに通報するとともに、放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

(3) 警察の措置

事故等の発生の通報を受けた最寄りの警察署は、市町村に速やかに通報するとともに、死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

また、発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(4) 消防の措置

事故等の発生の通報を受けた最寄りの消防署は、放射性物質に係る消防活動及び救急救助について、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

(5) 県の措置

市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報を受けた県は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報するとともに、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。

8、9 略

10 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング等を実施する。

(1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

(2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

11 情報連絡通信及び広報

県、市町村及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第5 海上災害応急対策

1 目的

海上災害が発生した場合、市及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2 市の措置

被害の及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般市民の立入制限退去等を命ずる。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達は、宮城県沿岸排出油等防除協議会ルートを通じて行い、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

3 第二管区海上保安本部の措置

※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33の抜粋

イ 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制の整備を図る。

(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等

- a 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- b 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- d 水路、航路標識の異状の有無
- e 港湾等における被害状況

(ロ) 陸上における被害状況

(ハ) 関係機関等の対応状況

(ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ 海難救助等

海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊等を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその搜索救助を行う。

(ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。

ハ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

(ハ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

- (二) 防除措置を講ずべき者、政府本部及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の航行を制限し、又は禁止するなどの措置を行う。
- (へ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

ホ 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
 - この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (へ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

へ 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、市町村長又はその命を受けた吏員がその場にはいない時、又はその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知しなければならない。

チ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

- (イ) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

4 その他の機関の措置

※参考

宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋

(3) 消防機関の措置

- イ 消防機関が所有する資機材を活用し、第二管区海上保安本部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。
- ロ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

- イ 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。
- ロ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。
- ハ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- ニ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。
- ホ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講じる。

(5) 警察の措置

- イ 海上災害等の発生 of 通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。
- ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(6) 関係団体の措置

- イ 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。
- ロ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第6 航空機災害応急対応

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、市は、防災関係機関との緊密な協力の下で応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対応については、航空法等に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

2 市の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 負傷者が発生した場合、医師会等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

- (3) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (4) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (5) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 その他の機関の措置

※参考	宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋
<p>(1) 東北地方整備局の措置</p> <p>空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。</p> <p>(2) 仙台空港事務所の措置</p> <p>イ 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。</p> <p>ロ 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p>(3) 仙台国際空港株式会社の措置</p> <p>イ 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置をする。</p> <p>ロ 関係機関との調整を行う総合対策本部、現場活動に係る連絡調整を図る現場合同指揮所を設置し、被害の軽減を図るため必要な措置をする。</p> <p>ハ 災害時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。</p> <p>ニ 空港内において、航空機事故が発生した場合には、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。</p> <p>ホ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。</p> <p>ヘ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所、負傷者の収容所を確保する。</p> <p>(4) 自衛隊の措置</p> <p>空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 警察の措置</p> <p>イ 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。</p> <p>ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。</p> <p>ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。</p> <p>(7) 県の措置</p> <p>イ 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関</p>	

<p>に通報する。</p> <p>ロ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を要請する。</p> <p>ハ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。</p> <p>ニ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。</p> <p>ホ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。</p> <p>(8) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。</p>

第7 鉄道災害応急対策

1 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

2 市の措置

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じて県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

3 東日本旅客鉄道（株）仙台支社の措置

<p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</p> <p>(1) 事故発生時における応急対策</p> <p>イ 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。</p> <p>(イ) 仙台支社対策本部</p> <p>① 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>② 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>③ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。</p> <p>(ロ) 現地対策本部</p> <p>現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。</p> <p>本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。</p> <p>ロ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。</p> <p>(イ) JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及びFAXを整備する。</p> <p>(ロ) 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。</p>
--

<p>(ハ) 風速計、雨量計及び水位計を整備する。</p> <p>ハ 気象異常時対応</p> <p>(イ) 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常(降雨、強風、降雪等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所へ伝達する。</p> <p>(ロ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。 〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕</p> <p>ニ 旅客及び公衆等の避難</p> <p>(イ) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。</p> <p>(ロ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。</p> <p>ホ 消防及び救助に関する措置</p> <p>(イ) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。</p> <p>(ロ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。</p> <p>(ハ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。</p> <p>ヘ 運転規制の内容</p> <p>運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施する。</p> <p>ト 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。</p> <p>(イ) 迂回又は折り返し運転</p> <p>(ロ) 臨時列車の特発</p> <p>(ハ) バス代行又は徒歩連絡</p>
--

第8 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

2 県、市、東北地方整備局の対応

市は、道路管理者として、次の対応を講じる。

<p>※参考 宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33の抜粋</p> <p>(1) 県、市町村及び東北地方整備局の対応</p> <p>イ 被災状況等の把握</p> <p>道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じる。</p> <p>また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。</p> <p>ロ 負傷者の救助・救出</p>

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

ハ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ニ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

項目	担当	関係機関
第1 災害復旧・復興方針の決定等	全担当課	
第2 災害復旧計画		
第3 災害復興計画		

第1 災害復旧・復興方針の決定等

【地震災害対策編／第3章／第1節／第1 災害復旧・復興方針の決定等】を準用する。
 (地-185)

第2 災害復旧計画

【地震災害対策編／第3章／第1節／第2 災害復旧計画】を準用する。(地-185)

第3 災害復興計画

【地震災害対策編／第3章／第1節／第3 災害復興計画】を準用する。(地-187)

第2節 生活再建支援

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	全担当課	
第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行	●資産税課、市民税課、納税課	

「●」は主務担当を示す。

第1 被災者の生活確保

【地震災害対策編／第3章／第2節／第1 被災者の生活確保】を準用する。（地-189）

第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行

【地震災害対策編／第3章／第2節／第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行】を準用する。（地-191）

第3節 住宅復旧支援

項目	担当	関係機関
第1 住宅復旧支援	都市計画課、建築課、●住宅課、建築指導課	

「●」は主務担当を示す。

第1 住宅復旧支援

【地震災害対策編／第3章／第3節／第1 住宅復旧支援】を準用する。（地-193）

第4節 産業復興支援

項目	担当	関係機関
第1 産業復興支援	産業部	

第1 産業復興支援

【地震災害対策編／第3章／第4節／第1 産業復興支援】を準用する。（地-194）

第5節 都市基盤の復興対策

項目	担当	関係機関
第1 都市基盤の復興対策	全担当課	

第1 都市基盤の復興対策

【地震災害対策編／第3章／第5節／第1 都市基盤の復興対策】を準用する。（地-195）

第6節 義援金の受入れ、配分

項目	担当	関係機関
第1 義援金の受入れ、配分	●生活再建支援室、会計課	

「●」は主務担当を示す。

第1 義援金の受入れ、配分

【地震災害対策編／第3章／第6節／第1 義援金の受入れ、配分】を準用する。（地-197）

第7節 激甚災害の指定

項目	担当	関係機関
第1 激甚災害の調査	全担当課	宮城県防災推進課
第2 激甚災害の手続		

第1 激甚災害の調査

【地震災害対策編／第3章／第7節／第1 激甚災害の調査】を準用する。（地-198）

第2 激甚災害の手続

【地震災害対策編／第3章／第7節／第2 激甚災害の手続】を準用する。（地-198）

第8節 災害対応の検証

項目	担当	関係機関
第1 検証の実施	全担当課	
第2 検証結果の反映		

第1 検証の実施

【地震災害対策編／第3章／第8節／第1 検証の実施】を準用する。（地-199）

第2 検証結果の反映

【地震災害対策編／第3章／第8節／第2 検証結果の反映】を準用する。（地-200）